

障害者青年学級開設補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害者青年学級開設補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、障害者青年学級を開設し、次条に規定する活動の趣旨において学びの促進を図るため、活動費の一部を予算の範囲内で補助することに関し必要な事項を定める。

(活動の趣旨)

第3条 障害者青年学級は学級活動の中で、心身に障害のある青年（15歳以上の者をいう。以下「障害者青年」という。）が、仲間やボランティアの人たちとともに学習やスポーツ・レクリエーション等の集団活動を行うことや、地域社会と関わり交流することを通して、生きがいの発見、豊かな生活の構築、生きる力及び働く力を獲得し、社会の一員として活動することを促すものとする。

(補助の対象)

第4条 補助を受けることができる団体（以下「団体」という。）は、障害者青年とボランティアで構成する別表に掲げる区分の学級を開設する市内の団体・サークルとし、次の各号に定める条件を満たすこととする。ただし、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団及び第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体を除く。

- (1) 原則として1学級の学級生のうち別表の区分ごとに定める数の障害者青年を含むこと。ボランティアについても、できるだけ青年（15歳以上の者をいう。以下同じ。）の参加に努めること。
- (2) 計画的な活動を年間9回以上実施する（1回は2時間以上とする）こと。障害者青年とボランティアがともに活動する内容のほか、活動の趣旨にそった企画・運営ができるようボランティアのみの研修を実施するように努めること。ただし、ボランティアのみの研修を活動に含める場合は全活動の2分の1を超えないものとする。
- (3) 活動内容は単に行事中心に偏ることなく、活動の趣旨にそった「学習と交流」をめざすものとし、団体・サークルの定例的な活動に終始しないこと。地域社会、他学級など学級を越えた人・団体との交流を実施するよう努力し、地域社会との交流は少なくとも1回は実施する。
- (4) 学級運営を担当する「学級主事」「副学級主事」を必ず置くこと。なお、学級主事、副学級主事の何れかは青年とし、名古屋市が主催する「学級主事会」に出席し、活動状況の報告及び資料の提出等を行うこと。
- (5) 「実績報告書」等の必要書類は、所定の様式により、別に定める期日までに提出すること。
- (6) 申請は1団体につき1学級までとする。また、補助条件(1)の学級生は、他の学級と

重複しないようにすること。

(補助金の基準)

第5条 補助金の額は、一団体につき別表の区分ごとに定める金額を上限とする。

- 2 補助金は、申請に対し年1回概算払いとする。
- 3 補助対象学級数は、本市の予算内で、市長が別に定める数とする。
- 4 活動対象期間は補助金交付決定から翌年2月末までとする。

(補助金の使途)

第6条 補助金は、団体の事業費のうち、活動の趣旨にそった経費にあてるものとする。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、障害者青年学級開設補助金交付申請書（様式第1号）に、次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 規約等

(2) 前年度の活動内容が分かるもの（様式は任意）

- 2 市長は、前項の申請の内容を審査し、交付を決定したときは障害者青年学級開設補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付を不相当と決定したときは障害者青年学級開設補助金交付不承認決定通知書（様式第3号）により、それぞれ当該申請者に通知する。
- 3 補助金の交付決定を受けた団体は、補助金請求書を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の請求書が提出されたときは、当該申請者に交付すべき内容を調査したうえで、速やかに補助金を概算払いにより交付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定に基づく申請の取下げは、前条第2項の規定による通知を受領した日から15日以内に、その理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた後においては、申請の取下げを行うことはできないものとする。

(事業報告)

第9条 補助金の交付を受けた団体は、事業終了後速やかに、障害者青年学級実績報告書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項により確定した額が、既に交付した額に満たない場合は、障害者青年学級開設補助金交付額確定通知書（様式第5号）により通知し、期限を定めてその差額を返還させるものとする。

(義務)

第11条 補助金の交付を受けた団体は、現金出納簿その他経費にかかる証拠書類を整備し、

年度終了後5年間保存しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに市長に報告しなければならない。
 - (1) 規約等を改正したとき。
 - (2) 障害者青年学級開設補助金交付申請書に記載した団体名及び代表者を変更したとき。
 - (3) 団体を解散したとき。

(決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 第4条第1項に該当しないこととなったとき又は第7条第1項の申請をした当時に第4条第1項に該当していなかったことが判明したとき。
- 2 市長は、前項の規定及び規則第9条第1項若しくは第2項又は第18条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した時は、障害者青年学級開設補助金交付（取消し・一部取消し）決定通知書（様式第6号）により当該補助事業申請者に通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の障害者青年学級開設補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この要綱による改正後の障害者青年学級開設補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表

| | 学級の区分 | 1 学級の学級生として含むべき障害者青年の人数 | 補助金額上限 |
|-------------|--|-------------------------|------------|
| A 区 分 | 市内で活動する障害者青年 とボランティアで構成する 25人以上の学級 | 13人以上 | 年額139,000円 |
| B 区 分 | 市内で活動する障害者青年 とボランティアで構成する 15人以上の学級 | 8人以上 | 年額85,000円 |